

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「つまずいたときもやることを見失わないこと」。サンフレッチェ広島の前監督の信念と選手の諦めない心が最後のゲームで逆転優勝を引き寄せました。

当たり前のことを愚直に継続することが経営の基本です。その土台の上に時代の変化に対応した技術やサービスを付け加えるのです。出来ない言い訳を探そうとしている限りは何事も成就しません。やってみなければ分かりません。ひとつのことに夢中に取り組むことです。

天命はこれ以上出来ないというほどの人事を尽くさなければ降りてきません。

私の書棚より

○紙の前では、自分の頭だけを使い考えていきます。辞書も必要ありません。自分の頭のみで考えていくことによって、今度は思考を深めていく、深掘りの過程に入っていきます。

○インターネットの情報は「いいところ取り」で、反証がありませんし、パソコンで作る文章は上書きが基本で、思考の構築過程を消してしまいます。

「トヨタの伝え方」
酒井進児著 幻冬舎レクサス

税務アンテナ

□不動産を譲渡した場合の譲渡収入の計上の時期は、原則として、農地等以外の場合には、引き渡しがあった日、農地等の場合には、引き渡しがあった日又は農地法による許可があった日となります。

ただし、引き渡し前であっても譲渡代金の全部を受領しているときは、その受領した日が譲渡収入を計上すべき日となります。

また、売買契約の効力が発生した日、つまり売買契約締結の日を譲渡した日として譲渡所得の申告したときは、これを認めることとされています。

□給与所得か事業所得である請負報酬かは、実情に照らして判定されますが、請負報酬の判定基準はおおむね次のとおりです。

- ①他人が代替して業務を遂行することを認められている。
 - ②仕事の内容や進め方への具体的な指示や指揮命令を受けていない。
 - ③材料や用具等を供与されていない。
 - ④空間的・時間的な拘束を受けていない。
 - ⑤従業員同様の昇給や賞与がない。
 - ⑥報酬を自ら計算し請求書を発行している。
- なお、最近の判決では、業務委託契約を締結している民間教育機関の講師や家庭教師の収入、派遣麻酔医が病院から得る収入が給与所得と判断されています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

1 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 12 月分の源泉所得税の納付
31 日	○ 11 月決算法人の確定申告

31 日	○ 26 年 5 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 26 年 2 月、5 月、8 月決算法人の消費税中間申告 ○ 26 年 1 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	---

今月の贈る言葉『努力に即効性はない』 by 野村克也